

## 議案第17号

調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

### 提案理由

施設の構成その他の地域包括支援センターに関する規定を削るとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（平成9年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46」を削る。

第2条を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第1項」を削り、「サービスセンター」を「国領センター」に改め、同項第1号中「介護保険法」を「介護保険法（平成9年法律第123号）」に、「次条第1項」を「次条」に改め、同項第5号中「第1項」を削り、同条第2項を削り、同条を第2条とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「サービスセンター」を「国領センター」に改め、同項第1号中「第17項」を「第18項」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「サービスセンター」を「国領センター」に改め、同項各号中「第1項」を削り、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項各号列記以外の部分中「サービスセンター」を「国領センター」に改め、同項各号中「第4条第1項」を「第3条」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条中「第3条第1項」を「第2条」に改め、同条を第6条とする。

第8条各号列記以外の部分中「（支援センターを除く。）」を削り、同条を第7条とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「サービスセンター」を「国領センター」に改め、同項第1号中「第3条第1項」を「第2条」に、「第4条第1項」を「第3条」に改め、同項第2号中「第3条第1項」を「第2条」に、「第4条第1項」を「第3条」に改め、同項第3号中「第3条第1項」を「第2条」に、「第4条第1項」を「第3条」に改め、同条第2項中「第3条第1項」を「第2条」に、「第4条第1項」を「第3条」に改め、同条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第4条第1項」を「第3条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条を第8条とする。

第10条中「第4項」を「第3項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条各号列記以外の部分中「サービスセンター」を「国領センター」に改め、同条第1号中「第3条第1項」を「第2条」に改め、同条第2号中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

## 附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。